P184個人情報保護法の罰則に関する補足について、

改正個人情報保護法についてもっと詳しく知りたい方は、以下のサイトをご覧ください。

【個人情報保護委員会 中小企業サポートページ(個人情報保護法) https://www.ppc.go.jp/personal/chusho support/ 】

個人情報保護法の条文と罰則の対応表に誤りがありました。 以下のとおり訂正いたします。



情報管理が不適切な場合の処罰など

情報の種類	根拠法による規定		処罰など
個人情報(マイナンバーを含む)	個人情報保護法	1)虚偽申告· 命令違反	6カ月以下の懲役または 30万円以下の罰金、業務 停止命令
		2) データベース提供罪	1年以下の懲役または50 万円以下の罰金
	民法 (不法行為による損害 賠償、709条)		損害賠償
	建設業法		役員または使用人が懲役 刑に処せられた場合は営 業停止処分
	マイナンバー法 (個人および法人に対して)		秘密を漏らし、または盗用 した者は、3年以下の懲役 もしくは150万円以下の罰 金 行為者を雇用する法人に 対しても罰金

	根拠法による規定		処罰など
	個人情報 保護法	1)命令違反	6カ月以下の懲役また は30万円以下の罰金
		2)虚偽申告	30万円以下の罰金
		3)データベース 提供罪	1年以下の懲役または 50万円以下の罰金